

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	一般の職業能力開発校を活用した障害者に対する職業訓練の実施		担当部局庁	職業能力開発局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成16年度		担当課室	能力開発課	能力開発課長 志村 幸久			
会計区分	一般会計		施策名	Ⅱ-1-6 障害者、母子家庭の母等のキャリア形成を支援する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第15条の6第1項		関係する計画、通知等	「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定 期間 平成20年度～平成24年度)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	一般の職業能力開発校(以下「一般校」という。)において、障害者の受入れを促進し、職業訓練におけるノーマライゼーションの推進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	一般校において、知的障害者・発達障害者等を対象とした訓練コースを設定した上で、職業訓練を実施する事業である。 また、事業を3年間実施した都道府県において、そのノウハウを都道府県内の他の一般校等に普及するため、他の一般校の指導員等に対して、相談援助、セミナー、見学会、指導員研修等を実施する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	274	141	68	20		
		補正予算						
		繰越し等						
		計	274	141	68	20		
		執行額	152	89	46			
		執行率(%)	55.5	63.1	67.6			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	就職率 60%(21～23年度)	成果実績	%		71.4	61.8	都道府県から 8月報告予定	60
		達成度	%		119.0	103.0		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	訓練受講者数	活動実績 (当初見込み)	人		181	96 ( 125 )	50 ( 60 )	— ( — )
単位当たりコスト	922,508 (円/受講者1人)		算出根拠	平成23年度執行額(46,125,381円)/平成23年度受講者数(50人)				
平成24・25年度 予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	(目)職業能力開発支援事業委託費	20						
	計	20						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	ハローワークへの就職を希望する知的障害者・発達障害者等が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには、訓練機会の確保が重要であることから、本事業は優先度が高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	国の雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である（雇用対策法第4条第1項2号及び8号）。本事業は、障害者の職業能力開発機会の拡充を図るため、国が都道府県と委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となって一般校を活用して訓練を実施している。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	報告書を自前で作成したり、所有する会議室を使用するなど、受託した都道府県が経費の削減に努めたため。
資金の流れ、費目・使途	×	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	職業能力開発促進法第15条の6第1項の規定に基づき国と都道府県が委託契約を締結して実施する委託事業であり、委託先として都道府県しか存在せず、競争を許さないものであることから、随意契約として締結している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	類似の事業が存在しないため水準の判断は困難であるが、予算額を縮減したこと等により、単位あたりコストを前年比で削減することができた。
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	—
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	本事業はセミナーや会議開催に係る経費及びノウハウを普及させるための職業訓練普及促進員の設置に必要な経費などが大部分を占めており、必要経費に限定されている。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	障害者に対して職業訓練を実施する障害者職業能力開発校は、全国で19校しか存在しないため、障害者の職業能力開発機会を拡充する本事業は、実効性の高い手段である。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	訓練の結果である就職率を成果目標としており、目標の就職率を超える実績を出している。
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	実績が見込みよりは低かった。
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	—
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	—
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	ノウハウを普及するために報告書等が活用されている。
点検結果	平成24年度で事業終了		
予算監視・効率化チームの所見			
—	—		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
—	—		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
平成21年11月の行政刷新会議においてモデル事業が横断的見直しの対象となっており、本事業が検討を要する事業の対象となっていた。			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	378	平成23年行政事業レビュー	341

厚生労働省

46百万円

- 1 施策の企画・立案、予算要求・編成
- 2 都道府県への予算配賦
- 3 事業実施に係る助言・指導



随意契約・委託

A. 都道府県(6道府県)

46百万円

- 1 発達障害者対象モデル事業訓練コースの設置
  - (1)発達障害者訓練コース運営
  - (2)発達障害者職業訓練ディレクターの設置
  - (3)発達障害者職業訓練サポーターの設置
- 2 発達障害者訓練ノウハウの普及事業
  - ・障害者職業訓練普及促進検討会議等の開催

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

A.石川県			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	求職障害者に対する職業訓練	3			
諸経費	障害者職業訓練サポーター等への謝金、旅費等	12			
消費税		1			
計		16	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	石川県	一般校における発達障害者対象の訓練の実施	16	随意契約	
2	北海道	一般校における発達障害者対象の訓練の実施	12	随意契約	
3	宮城県	一般校における発達障害者対象の訓練の実施及び発達障害者に対する訓練ノウハウの普及事業の実施	9	随意契約	
4	静岡県	発達障害者に対する訓練ノウハウの普及事業の実施	5	随意契約	
5	愛媛県	発達障害者に対する訓練ノウハウの普及事業の実施	3	随意契約	
6	京都府	発達障害者に対する訓練ノウハウの普及事業の実施	3	随意契約	
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					